

通行禁止又は駐車禁止等の対象から除く車両及び署長等の行う通行許可又は駐車許可の取扱いについて（例規）

最終改正 令和 8. 7. 14 例規規制第27号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

通行禁止又は駐車禁止及び時間制限駐車区間における駐車の方法等（以下「駐車禁止等」という。）の対象から除く車両及び警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。以下「署長等」という。）の通行許可又は駐車許可の取扱いについては、道路交通法（昭和35年法律第 105号。以下「法」という。）をはじめとする関係規程等に基づき実施してきたが、この度、京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号。以下「府規則」という。）の一部が改正されたことに伴い、現行の関係規程を整理統合して適正な取扱いを図るため、みだしのことについて下記のとおり定め、昭和49年 4 月 5 日から実施することとしたから運用上誤りのないようにされたい。

なお、次の例規通達は廃止する。

- 1 車両の通行禁止および駐車禁止の特例について（昭和40. 12. 1：40京交総第 524号、40京交一第 755号）
- 2 京都府道路交通規制の一部改正について（昭和42. 1. 24：2京交総第39号）

記

第 1 通行禁止又は駐車禁止等の対象から除く車両の取扱いについて

1 運用に当たつての基本

通行禁止又は駐車禁止等の交通規制の行われている区域、道路の区間又は場所においてやむを得ない理由により特別に通行し又は駐車する必要があるときは、その都度、事前に法第 8 条第 2 項の規定、法第45条第 1 項ただし書又は法第49条の 5 の規定により署長等の通行許可又は駐車許可（以下「署長許可」という。）を受けるのが原則である。

しかし、署長許可は、具体的な事案ごとにその都度、事前に受けなければならない、かつ、その効力は、他の警察署（以下「署」という。）管内に及ばないという制約があるため、緊急性、公共性、広域性のあるものについては、他の車両と区別して特別な取扱いをしようとする府規則第 5 条の 3 及び第 6 条の 5 の規定を運用して、すべての交通事情に対応させようとするものである。

したがって、これらの車両の取扱いについては、その特別な取扱いを認めた趣旨を十分考慮して、その使用が乱用にわたらないように指導するとともに、その取扱いの公正を期するよう留意しなければならない。

特に、府規則第 5 条の 3 又は第 6 条の 5 に規定する標章（以下「標章」という。）の掲出が要件とされている車両の場合には、目的以外に使用されるおそれがあるため、今後は審査、標章の交付という一連の許可事務の中で乱用防止のための指導を十分に行うとともに、標章を交付する場合であつても、必要最小限度の期間又は区間若しくは場所に限定するなどその取扱いを慎重にする必要がある。

2 通行禁止の対象から除く車両

通行禁止の対象から除く車両は、府規則第 5 条の 3 第 1 項に規定されているが、その解釈及び運用は次のとおりとする。

(1) 府規則第5条の3第1項各号列記以外の部分

府規則第5条の3第1項第1号から第3号までに規定する車両については、交通規制に関する決定（昭和60年1月31日付け京都府公安委員会決定第1号）の別表第1の（1）車両の通行禁止（一般道におけるもの）、（2）車両の通行禁止（踏切道におけるもの）、（3）一方通行、（4）直進、右折及び左折の禁止並びに別表第1の3歩行者用道路の各規制の対象から除外されるが、同項第4号から第7号までに規定する車両については、交通規制に関する決定の別表第1の（3）一方通行及び（4）直進、右折及び左折の禁止の規制の対象から除外されていないので、留意する必要がある。

(2) 標章の掲出を必要としないもの

ア 消防用自動車、救急用自動車及び府規則第6条第2項の規定により指定を受けた車両（以下「緊急自動車」という。）で当該緊急用務に使用中のもの

これらの車両については、通行禁止の対象から除く車両として法第41条及び第41条の2に明確な規定があるため、府規則第5条の3に規定されていないが、通行禁止の規制対象から除外されているものである。

イ 犯罪の捜査、交通の取締りその他警察の責務遂行のために使用中の車両及び他の捜査機関が犯罪捜査のために使用中の車両

これらの車両については、緊急自動車の要件を備えていないときでも、すべて通行禁止の対象から除外される。

ウ 警察車両が随伴する車両

ここにいう車両については、警衛又は警護を受ける者及びその関係者の車両並びに自動車列を構成している車両も含まれる。

エ 選挙運動用自動車及び政治活動用自動車

これらの自動車については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条第5項又は第201条の11第3項に規定する表示がされたものでなければならない。

(3) 標章の掲出を必要とするもの

ア 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）第14条に規定する郵便物の集配に使用中の車両
ここにいう「郵便物の集配に使用中の車両」とは、郵便事業株式会社の車両のうち、郵便物のみを集配する車両をいう。

イ 信号機、道路標識等の設置及び維持管理のために使用中の車両

ここにいう車両とは、信号機、道路標識等の設置権限を有する公安委員会、道路管理者等が使用する車両のほか、公安委員会、道路管理者等から当該標識等の設置委託を受けた業者が使用する車両も含まれる。

ウ 緊急工事用車両

(ア) 緊急工事用車両とは、電気、電話、水道、ガス又は鉄道事業者の車両であつて、緊急工事を行うために使用中である車両をいう。したがつて、緊急性のない一般の工事等に使用する車両は、個々に署長許可又は道路使用許可（法第77条第1項に規定する警察署長の許可をいう。）を受けることが必要である。

(イ) 「緊急工事」とは、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を与えるおそれのある事態を防止するために必要な応急措置を講ずるための工事をいう。

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）第 6 条第 1 項に規定する感染症の患者の移送、発生を予防する活動又はまん延を防止する活動のために使用する車両

ここにいう車両とは、当該活動に従事する自治体（保健所）の使用する車両のほか、自治体から業務委託を受けた業者の使用する車両も含まれる。

オ 狂犬病予防法（昭和25年法律第 247号）第 6 条第 2 項に規定する犬の捕獲に使用中の車両

ここにいう車両とは、当該活動に従事する自治体（保健所）の使用する車両のほか、自治体から業務委託を受けた業者の使用する車両も含まれる。

カ 裁判所法（昭和22年法律第59号）第62条に規定する執行官が執行官法（昭和41年法律第 111号）に基づく強制執行のために使用中の車両

ここにいう「強制執行」とは、不動産等の差押え、売却、取上げ等の民事執行法（平成 8 年法律第 109号）に基づく民事執行、民事保全法（昭和54年法律第 4 号）に基づく保全執行等をいう。

キ その他の標章掲出車両

「その他の標章掲出車両」については、本制度の趣旨（緊急性、公共性又は広域性）を正しく理解し、真に当該趣旨に合致するもの以外は、標章の交付をしないように運用に留意すること。

3 駐車禁止等の対象から除く車両

駐車禁止等の対象から除く車両は、府規則第 6 条の 5 第 1 項において規定されているが、その解釈及び運用は次のとおりとする。

(1) 標章の掲出を必要としないもの

ア 通行禁止の対象から除かれる車両で標章の掲出を必要としないもの

通行禁止の対象から除かれる車両で標章の掲出を必要としないとされている前記第 1 の 2 の (2)に規定する各車両は、駐車禁止等の対象からも除外される車両であり、その解釈及び運用については、前記第 1 の 2 の (2)のアからエまでの規定を準用する。この場合において、「通行禁止」とあるのは、「駐車禁止等」と読み替えるものとする。

イ 警察活動に伴い停止を求められている車両

ここにいう車両とは、交通取締りなど警察の責務遂行のために、現場において警察官に停止を求められている車両をいう。

(2) 標章の掲出を必要とするもの

ア 通行禁止の対象から除かれる車両で標章の掲出を必要とするもの

通行禁止の対象から除かれる車両で標章の掲出を必要とされている前記第 1 の 2 の (3)に規定する各車両は、駐車禁止等の対象からも除外される車両であり、その解釈及び運用については、前記第 1 の 2 の (3)のアからカまでの規定を準用する。この場合において、「通行禁止」とあるのは、「駐車禁止等」と読み替えるものとする。

イ 報道機関の緊急取材中の車両

ここにいう「報道機関」とは、原則として、通常、戸別配達される日刊新聞を発刊する報道機関（政党機関誌、学生新聞、業界紙を発刊する機関を除く。）、ラジオ及びテレビの報道機関をいう。

ウ 府規則第6条の5第1項第12号アからオまでに掲げる者（以下「身体障害者等」という。）が現に使用中の車両

(ア) 身体障害者等が「現に使用中の車両」とは、身体障害者等が自ら運転し、駐車した車両のほか、身体障害者等を乗車させている者が駐車した車両をいう。

(イ) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、「その他同等の障害を有する歩行が困難な者として公安委員会が認めるもの」とは、府規則別表第1の左欄に掲げる複数の障害を併せ有する者であつて、それぞれの障害は同表の中欄に掲げる障害の級別に該当しないが、同表に定める障害の級別に該当する障害を有する者と同程度の障害を有すると認められるもの（以下「認定申請障害者」という。）をいう。

(ウ) 「療育手帳の交付を受けている者で、重度の障害を有するもの」とは、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において、重度（A判定）の知的障害であると判定されたものをいう。

(エ) 「色素性乾皮症」とは、厚生労働省が昭和47年に制定した「難病対策要綱」に基づき、小児慢性特定疾患治療研究事業（昭和49年5月14日付け厚生事務次官通知）の対象となつている常染色体性劣性遺伝性の光線過敏性皮膚疾患をいう。

エ 放置車両確認機関が当該業務のために使用中の車両

これらの車両については、放置車両確認機関（法第51条の8第1項の規定により確認事務を委託された法人をいう。以下同じ。）から選任された駐車監視員が現に放置車両の確認等を行うために使用している車両のほか、放置車両確認機関の統括責任者及びその代行者が現に放置車両の確認等を行つている駐車監視員を指導監督するために使用している車両も含まれる。

オ 患者輸送車、車椅子移動車その他の専ら歩行が困難な者を輸送するために使用中の車両

(ア) 「患者輸送車」とは、医療機関等において医療等の提供を受ける者（以下「患者等」という。）を輸送する自動車であつて、車室には、患者等の輸送のための専用の寝台又は担架及びそれらを固定するための設備を有し、寝台及び担架の固定場所は、乗車設備の座席と兼用でないもの等で、自動車検査証の用途欄には「特種」と、車体の形状欄には「患者輸送車」と記載されているものをいう。

(イ) 「車椅子移動車」とは、車椅子に着座した状態で乗降でき、かつ、車椅子を固定することにより、専ら車椅子利用者の移動の用に供する自動車であつて、車室には、車椅子を確実に車体に固定するための設備を有し、車椅子利用者が容易に乗降することができるスロープ、リフトゲート等の装置を有する等で、自動車検査証の用途欄には「特種」と、車体の形状欄には「車椅子移動車」と記載されているものをいう。

(ウ) 「歩行困難な者」とは、身体障害者等に限らず、足のけが、加齢等に伴い歩行が困難となつている者も含まれる。

カ 法令に基づく公共性及び広域性のある用務のため使用中の車両

ここにいう車両については、電気、電話、水道、ガス又は鉄道事業者の車両であつて、各事業者が法令に基づいて作業等を行うために使用中である車両をいう。

4 標章交付の手続

府規則第5条の3第2項及び第3項又は第6条の5第2項及び第3項の規定による標章交付申請書の受理及び審査、認定並びに標章の交付等の手続及び事務処理は、おおむね次によるものとする。

なお、府規則第6条の5第1項第12号に規定する別記様式第7号の7及び別記様式第7号の7の2の標章は、身体障害者等本人に対して、その者が使用する車両に掲出するためのものとして交付（以下「本人交付」という。）するものとし、その他の標章は、自動車登録番号又は車両番号を特定し、車両ごとに交付するものとする。

(1) 標章の交付申請

ア 標章の交付申請は、交通規制課又は署に除外標章交付申請書（府規則別記様式第1号の4。以下「交付申請書」という。）及び添付書類を提出させて行うものとする。この場合、新規申請時の添付書類は、次に掲げるものに限ることとする。ただし、色素性乾皮症患者に係る申請がなされた場合において、色素性乾皮症患者であることを確認する文書がないときは、交通規制課において、京都府若しくは京都市の担当部局又は医療機関に照会し、その確認を行うこと。

(ア) 用務に基づく除外指定車（府規則第5条の3第1項第6号及び第7号並びに第6条の5第1項第8号から第11号まで及び第13号に掲げる車両をいう。）に係る申請の場合

- a 当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面
- b 当該車両に係る用務を疎明する書面

疎明する書面は、契約書、資格証等の写しといった、既存の書面で差し支えないこととすること。この場合において、医師の緊急往診等に関する疎明資料として、訪問先関係者の病名が記載された書面については、個人情報保護の観点から、提出を求めないこと。

なお、自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面により用務が疎明できる場合は、用務を疎明する書面を別途添付することを不要とするなど、申請者の負担軽減を図ること。

(イ) 身体障害者等で歩行が困難な者等（府規則第6条の5第1項第12号に掲げる者をいう。）に係る申請の場合

- a 標章の交付を受けようとする者の障害の程度を証明する書面
- b 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足る書面

イ 警察署長は、交付申請書の提出を受けたときはその内容を確認の上、府規則別表第1に定める障害の級別に該当する障害を有するもの及び府規則第6条の5第1項第12号イからオまでに掲げるものを除き、交通規制課長に速やかに送付すること。

(2) 審査

ア 審査は、形式的な書面審査に終わることなく、その使用目的、理由、必要性、過去の標章使用の実態等を総合的にみて真にやむを得ないか否かを慎重に判断して行うようにしなければならない。

なお、申請を却下する場合は、その理由を説明していただらずに紛議を招くことのないように留意すること。

イ 身体障害者等からの標章の交付申請については、身体障害者手帳に記載の「障害名」

及び「身体障害者等級表による級別」を確認するものとする。この場合において、身体障害者障害程度等級表の視覚障害の４級の１、上肢不自由の２級の１及び２級の２並びに乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の上肢機能の２級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）の者については、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に「第一種身体障害者」と記載されていることを確認すること。

ウ 身体障害者等に標章を交付する場合は、別記様式第７号の７の標章を交付するものとする。ただし、聴覚障害者からの標章の交付申請の場合において、当該聴覚障害者が特に希望するときは、別記様式第７号の７の２の標章を交付できるものとする。

したがって、聴覚障害者からの標章の交付申請の受理時には、別記様式第７号の７の２の標章の交付の希望の有無を必ず確認すること。

(3) 認定

交通規制課長は、認定申請障害者に係る標章の交付申請を受けた場合及び警察署長から認定申請障害者に係る交付申請書の送付を受けた場合は、当該障害者の身体の障害の程度、歩行の困難性などについて十分検討し、認定の可否について判断するものとする。

(4) 標章交付の場合の措置

ア 交通規制課長又は警察署長は、標章を交付する場合は、自動車登録番号又は車両番号、運転者又は使用者、適用除外を受ける規制の種別及び区域を指定すること。ただし、身体障害者等に係る標章については、本人交付となることから被交付者のみの指定とすること。

イ 交通規制課長又は警察署長は、原則として３年以内の有効期間を指定すること。ただし、身体障害者等に係る標章の有効期間について、身体障害者等に交付されている身体障害者手帳等にも有効期限又は再認定の条件が付されている場合には、当該有効期限又は再認定の期日までとすること。

ウ 交通規制課長又は警察署長は、標章交付台帳（別記様式第１号）によつて標章番号を付するとともに、標章交付台帳に所定の事項を記入すること。

エ 警察署長から申請書の送付を受けた交通規制課長は、前記第１の４の（４）のア、イ及びウの措置を講じた後、標章を作成し、標章交付依頼書（別記様式第４号）を添付して当該警察署長に交付を依頼すること。

オ 標章の交付依頼を受けた警察署長は、当該標章に係る交付申請が自らを経由して申請されたものであることを確認の上、標章交付通知書（別記様式第５号）に署名等を求めて交付すること。

カ 標章を交付した警察署長は、標章交付通知書を速やかに前記第１の４の（４）のエにより標章の交付依頼を行つた交通規制課長に送付すること。

(5) 標章の再交付等

ア 再交付申請

標章の再交付を申請する場合における申請書は、府規則第５条の３第５項及び第６条の５第７項に定める除外標章再交付申請書（府規則別記様式第１号の５）を使用すること。

なお、再交付申請時には、書類の添付は求めないこと。

イ 記載事項変更届出

標章の記載事項を変更する場合における届出書は、府規則第5条の3第6項及び第6条の5第8項に定める除外標章記載事項変更届（府規則別記様式第1号の6）を使用すること。

なお、届出時の添付書類は、記載事項の変更を証する書面に限ること。

ウ 返納

標章の有効期間の満了、返納命令を受けたなどにより、交付された標章が不要となった場合には、標章を交付された者にこれを返納させること。この場合において、交付された者が返納のために来署等したときは、管轄を問わず、これを受理すること。

5 標章交付に当たつての留意事項

- (1) 当該申請に係るもの又はその代理人であることを確認すること。
- (2) 府規則第5条の3第4項又は第6条の5第4項に規定する標章交付を受けた者が守らなければならない事項及びそれぞれの標章の裏面に記載されている注意事項を遵守して、乱用することのないよう指導すること。

6 標章使用の一時禁止、返納命令、一時保留等

- (1) 府規則第5条の3第4項又は第6条の5第4項に規定する標章交付を受けた者が守らなければならない事項に違反したときは、同規則第5条の3第5項又は府規則第6条の5第5項の規定により、当該標章の使用を一時禁止し、又は返納を命じ、若しくは標章の再交付を保留することができるとされているが、当該規定の運用は特に慎重に行うよう留意しなければならない。

なお、各署において標章使用の一時禁止、返納命令及び標章再交付の一時保留の措置を必要と認める車両等を発見したときは、違反の日時及び場所、標章の種別及び番号、運転者等を交通規制課長を経由して報告すること。

- (2) 標章使用の一時禁止及び標章再交付の一時保留の期間については、明確な規定を欠くが、当該遵守事項違反が特に悪質であり、反省の認められないものに限り、当該措置をとることができるものとする。

7 標章の管理

交通規制課長又は警察署長は、標章の管理を京都府警察情報管理システムにより行うことができるものとする。

なお、京都府警察情報管理システムによる標章の管理の要領は、別に定める。

第2 署長等の通行許可又は駐車許可の取扱いについて

1 運用に当たつての基本

(1) 通行許可

法第8条第2項に基づく署長等の通行許可の取扱いは、必要最小限度の許可にとどめることを基本とし、申請理由を十分検討した結果、許可することによつて交通上著しい危険性が伴う場合のほか、規制時間外においてその目的が達せられる場合、他の道路にう回するなど他の代替手段により目的が達せられる場合等には、原則として許可しないものとする。

なお、真にやむを得ないと認めて許可する場合であつても、交通の安全と円滑を確保するため必要な条件を付し、交通規制の効果が失われないように行わなければならない。

(2) 駐車許可

駐車許可の申請があつた場合は、駐車の日時、場所、用務その他当該場所に駐車せざるを得ない特別の事情について適切な審査を行い、駐車許可の対象を特定の用務に限定することのないようにするとともに、当該規制及び駐車必要性を具体的に比較衡量して駐車許可の可否を判断すること。

2 通行許可又は駐車許可の条件等

通行許可又は駐車許可に付する条件等については、次によるものとする。

(1) 通行許可

ア 区間

区間は、努めて個々具体的に限定し、必要最小限度の範囲とすること。

イ 期間又は時間

(ア) 反復継続して同一の区間を通行しなければならないものについては、3年を最大限度として許可することができるものとする。

(イ) 交通の危険の高い時間帯に通行することを防止する意味から「何時から何時まで」というようにできる限り、時間帯を限定すること。

ウ その他の条件等

前記ア及びイ以外の許可条件は、おおむね次によるものとする。

(ア) 許可を受けた目的又は理由以外に使用しないこと。

(イ) 許可期間の満了、許可の取消し等により、交付された許可証が不要となつた場合は、廃棄すること。

(ウ) 許可条件に違反したときは、許可を取り消すこと。

(エ) その他事案に応じて必要と認める条件

(2) 駐車許可

ア 日時

(ア) 申請日時における交通量その他の具体的な交通状況を確認し、許可の可否を判断すること。

なお、申請日時に、登下校時間帯又は交通量が多い時間帯といった、交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯が含まれている場合には、当該時間帯を除いた時間に限定して許可するなど、申請に係る具体的な用務及び日時に配慮した代替措置がないか検討すること。

(イ) 用務の性格上、あらかじめ正確に駐車日時を特定することが困難な場合があることに留意して対応すること。

なお、訪問診療等の緊急訪問時に関しては、看護師等が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両は駐車規制からの除外措置の対象ともなることから、申請者の意思に応じて申請させるなど適切に対応すること。

イ 場所

(ア) 申請場所に関しては、交通事故の発生状況、交通の危険性及び著しい阻害性の有無を具体的に検討し、許可の可否を判断すること。

なお、申請場所に、交通の危険が生じ、又は交通を著しく阻害する場所が含まれている場合には、許可する日時及び周辺の他に許可が可能な場所の有無を検討するなど、申請に係る具体的な用務及び訪問先に配慮した代替措置がないか検討すること。

(イ) 駐車を許可する場所については、駐車に係る訪問先を特定した上で、当該訪問先付近において、申請場所等の要件から、特定の一地点でしか駐車を許可できない場合を除き、訪問先付近として許可するなど、許可を受けた者が訪問先付近の交通状況等にに応じて、駐車場所を選択できるよう配慮すること。また、貨物車の貨物集配等、その用務に係る地域は定まっているものの、あらかじめ正確に具体的な訪問先を特定することが困難なものに係る許可の申請がなされた場合には、駐車可能な場所の有無、駐車を許可することとなる場所と想定される訪問先との間の距離、移動・運搬する手段、運搬する対象物の種類等を勘案し、必要に応じて場所ごとに許可する日時を定めること。

ウ 用務

許可の対象となる用務は、貨物集配のみならず、訪問診療、訪問介護等も駐車許可の対象となり得ることから、申請がなされた場合には、その用務の内容にかかわらず、適切に審査すること。

エ その他の条件等

前記アからウ以外の許可条件は、おおむね次によるものとする。

(ア) 許可を受けた目的又は理由以外に使用しないこと。

(イ) 許可期間の満了、許可の取消し等により、交付された許可証が不要となった場合は、廃棄すること。

(ウ) 許可条件に違反したときは、許可を取り消すこと。

(エ) その他事案に応じて必要と認める条件

3 迅速な審査の実施

実際に審査を行う各署において、平素から管内の駐車規制、路外駐車場の設置状況、道路交通環境等を把握するほか、過去の許可事例、不許可事例等を蓄積することを通じて、審査を迅速に行うようにすること。

なお、申請をしようとする者から事前相談の求めがあつた場合には、これを受け付け、許可の要件等を正しく説明するほか、相談の内容では許可することが困難であると認められる場合には、その理由を丁寧に説明するなど、適切に対応すること。

4 通行許可又は駐車許可の事務取扱い

(1) 通行許可

ア 許可申請

車両の通行許可を受けようとする者には、通行禁止道路通行許可申請書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第1の3）2通を提出させなければならない。ただし、時間及び区間が特定されており、かつ、1回限りの通行で事前に正規の許可申請のし難い特別の理由のある場合は、口頭による申請をもつてこれに代えることができることとし、事後速やかに正規の手続をとらせるほか、その措置状況を明らかにしておくものとする。

イ 許可申請の受理

通行の許可申請は、署交通課において受理し、必要な手続を進めることを原則とする。ただし、許可を必要とする期間が3日以内のものに限り、通行をしようとする道路の区間を管轄する交番又は駐在所（以下「交番等」という。）で処理することができるも

のとする。

ウ 許可台帳の整備

通行許可の実態を把握し、その運用の適正を期するため通行許可台帳（別記様式第2号）を署交通課に備え付け、許可（交番等から取扱連絡のあつた場合を含む。）の都度、所定の事項を記入するものとする。

エ 許可手続

通行の許可申請を受理した場合は、その申請がやむを得ないか否かを府規則第5条の4第1項の規定に基づき審査し、許可する場合は次のとおり措置するものとする。

(ア) 交番等における取扱い

署交通課に連絡し、許可番号を確認した後、通行禁止道路通行許可証に必要な許可条件を記入し、許可証下欄（「〇〇警察署長印」と記載された部分の下部）に取扱者の官職及び氏名を記載して押印した上、1部を「正本」として申請者に交付し、1部を「控え」として後日交付簿で署交通課に送付すること。

(イ) 署交通課における取扱い

通行の許可申請を受理した場合は、通行許可台帳に所定の事項を記載した後、許可番号を取り、許可証に必要な条件を記入し、1部を「正本」として公印を押印の上、申請者に交付し、1部を「控え」として簿冊に編冊すること。

オ 許可証の再交付

許可証の紛失、破損等による再交付の申請及び取扱いについては、前記ア、イ及びエを準用する。

カ 2以上の署の管轄区域にまたがる道路の通行許可

2以上の署の管轄区域にまたがって通行が禁止されている道路の通行許可については、申請者の利便を図るため、当該道路を管轄する警察署長（以下「関係署長」という。）のいずれかにおいて許可申請を受理し、他の関係署長と協議の上、一括して許可することとする。この場合において、交付する許可証には、下部の余白に他の関係署長と協議した旨を記載し、取扱者が押印するものとする。

(2) 駐車許可

ア 許可申請

許可申請時の申請書は、駐車許可申請書（府規則別記様式第8号）を使用し、申請書及び添付書類は2部を提出させること。

なお、新規申請時の添付書類については、次に掲げるものに限ることとするほか、定期的に申請を行うもので、過去に許可を受けた申請と同内容の申請については、次に掲げるもののうち、その内容に変更がある書類のみに限ること。

(ア) 許可を受けようとする車両の駐車場所及び周辺見取図

周辺見取図等については、既存の地図等に訪問先の位置が示されている書面で差し支えないこととすること。また、複数箇所をまとめて1枚の図に記載することを可能とするなど、申請者の負担軽減を図ること。

(イ) 当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

(ウ) 当該車両に係る用務を疎明する書面

用務を疎明する書面は、訪問・集配計画書、契約書、資格証等の写しといった、既

存の書面で差し支えないこととすること。ただし、訪問診療等に関する疎明資料として、医師の指示書又は訪問先関係者の病名が記載された書面については、個人情報保護の観点から、提出を求めないこと。また、自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面により用務が疎明できる場合は、用務を疎明する書面を別途添付することを不要とするなど、申請者の負担軽減を図ること。

イ 許可申請の受理

駐車の許可申請は、前記第2の4の(1)のイを準用する。この場合において、「通行」とあるのは「駐車」、「区間」とあるのは「場所」と読み替えるものとする。

ウ 駐車場所の一括許可等

(ア) 複数の場所に連続的に駐車することとなる場合は、一つの申請で複数の駐車場所を一括して許可すること。

(イ) 許可申請場所が複数の署の管轄区域内にまたがる場合は、申請の受理及び許可証の交付を一つの署で一括して行うこと。この場合において、許可申請書の宛先は、許可申請場所のうちいずれかの場所を管轄する、申請の受理等を行う警察署長宛てとするとともに、許可警察署長名は、同警察署長とすること。

(ウ) 申請を受理した署（以下「受理署」という。）の管轄区域外の許可申請場所の審査は、当該場所を管轄する署（以下「審査署」という。）において実施すること。

(エ) 受理署から審査署に対し、スキャナー、ファックス等を活用し、書類を送付するなどして、迅速に申請内容を伝達し、当該場所等に関する審査を依頼すること。

(オ) 申請者に対する内容の確認、補正指示等に関する電話連絡を審査署から行つた場合は、審査署から受理署に対し補正指示等に関する内容を電話等で連絡することとし、申請書類の修正等の補正作業については、受理署において一括して申請者に行わせること。

エ 駐車日時等を追加する場合の措置

許可期間内に駐車日時又は場所（以下「駐車日時等」という。）を追加するための申請については、追加する駐車日時等に係る書面を申請書に添付することで差し支えないこととすること。

オ 駐車許可の有効期間及び申請期限

反復継続的な用務に使用する車両に係る許可証の有効期間については、原則として1年以上とし、3年を限度として許可すること。

なお、申請する駐車場所が複数の署の管轄区域内にまたがる場合について、申請の受理及び許可証の交付を一つの署で一括して行うときは、申請期限は原則として1週間前とすること。

カ 許可証の交付

提出された申請書のうちの一部に許可日等の必要事項を記載したものを許可証とし、交付すること。

なお、交付した許可証を使用して車両を駐車する間は、車両の前面の見やすい箇所に掲出させること。

キ 許可証の再交付申請等

(ア) 再交付申請

許可証の再交付申請に係る申請書は、駐車許可証再交付申請書（府規則別記様式第8号の2）を使用すること。

なお、再交付申請時には、書類の添付は求めないこと。

(イ) 記載事項変更届出

許可証の記載事項変更に係る届出書は、駐車許可証記載事項変更届（府規則別記様式第8号の3）を使用すること。

なお、届出時の添付書類は、記載事項の変更を証する書面に限ること。

(ウ) 廃棄

駐車許可期間の満了、駐車許可の取消し等により、交付された許可証が不要となった場合は、許可証を交付された者にこれを廃棄させること。ただし、交付された者が不要となった許可証を署等へ持参した場合は、管轄を問わず、これを受け取り、廃棄すること。

ク 緊急対応に係る駐車許可申請窓口の整備等

訪問診療、訪問看護、訪問介護等においては、人の生命及び身体に関わる緊急対応のため、許可済みの日時以外の時間帯等における駐車許可の申出が新たになされることが想定されることから、夜間等においても緊急用務であることを踏まえた迅速な審査が行える環境を整備すること。

なお、時間及び場所が特定されており、かつ、1回限りの駐車で事前に許可申請し難い特別の理由がある場合は、口頭による申請をもつてこれに代えることができることとし、事後速やかに正規の手続をとらせるほか、その措置状況を明らかにしておくものとする。

ケ 許可台帳の整備

駐車許可の実態を把握し、その運用の適正を期するため駐車許可台帳（別記様式第3号）を署交通課に備え付け、許可（交番等から取扱連絡のあった場合を含む。）の都度、所定の事項を記入するものとする。

コ 許可手続

駐車 of 許可申請を受理した場合は、その申請がやむを得ないか否かを府規則第7条第1項に規定する基準に基づき審査し、許可する場合の措置は、前記第2の4の(1)のエを準用する。この場合において、「通行」とあるのは「駐車」と読み替えるものとする。

5 許可の適用除外

通行禁止の区間を通行し、駐車禁止等の場所に駐車することが「道路使用許可」又は「道路使用に伴う協議」の内容として含まれているときは、改めて個別の許可を要しないものとする。

6 許可事務取扱い上の留意事項

通行又は駐車 of 許可事務に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 許可証の記載に誤りのないように留意するとともに誤記の場合は、必ず正規の方法により訂正の措置を執ること。
- (2) 署交通課員と交番等の勤務員は、許可事務に当たって連絡を密にし、申請者の取扱いに公平を欠くこと等のないよう留意すること。

- (3) 許可証は、車両の前面の見やすい箇所に掲出するよう指導すること。
- (4) 公安委員会の駐車禁止等除外指定車標章の交付を受け、駐車禁止等の道路又はその部分に駐車する場合は、公安委員会指定の駐車禁止等の場所に限られるが、署長等の行う「駐車許可」は法第44条第1項に規定する駐停車禁止場所及び法第45条第2項に規定する無余地駐車となる場所を除き、他の法定の駐車禁止等の場所における駐車も認めることができる。
- この場合、無余地駐車となる場所を対象とした駐車許可申請に対しては許可することはできないが、法第45条第2項の「ただし、貨物の積卸しを行う場合で運転者がその車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。」の規定に基づく限り、駐車することができるので、その旨を教示すること。
- (5) 通行許可の条件違反の場合には罰則規定が適用されるが、駐車許可の条件違反には、罰則の規定がないのでその点留意すること。

様式第 1 号

標章番号	交付年月日	車両番号	住 所	氏 名	備 考	受領欄
		----- -----			----- -----	
		----- -----			----- -----	
		----- -----			----- -----	

通行許可台帳

[illegible]

様式第 3 号

駐 車 許 可 台 帳

許可 番号	許可 月日	目 的	車両番号	場 所	期 間 (時間)	許 可 申 請 者 名	備 考

様式第 4 号

京 第 号 年 月 日 警察署長 殿 課長 担当者			
標 章 交 付 依 頼 書			
標章の種別	標章番号	氏 名	備 考

様式第 5 号

京 交第 号 年 月 日 課長 殿 警 察 署 長 担当者			
標 章 交 付 通 知 書			
標章の種別	標章番号	氏 名	受 領 欄

備考 受領者が代理人の場合は、続柄を受領欄に簡記しておくこと。